

新居浜市観光物産振興イラスト、ロゴマーク等使用要綱

（目的）

第1条 この要綱は、新居浜市観光物産振興イラスト、ロゴマーク等（以下「イラスト等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用承認の申請）

第2条 商品にイラスト等を使用しようとする者は、市長に対し、あらかじめ新居浜市観光物産振興イラスト、ロゴマーク等使用承認申請書（第1号様式）に商品のデザイン等がわかる書面を添付して提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

（1）国又は地方公共団体が使用する場合

（2）新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合

（3）報道関係機関以外（機関紙や地方広報紙等）で、市長がその使用目的を前号に準ずると認めた場合

（4）新居浜市、新居浜市教育委員会の後援又は共催の承諾を受けた事業に係る場合

（5）市長より承認を受けた商品について、当該商品に関連した広告又は宣伝に使用する場合

（6）その他市長が別に定めた場合

（使用の承認）

第3条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、当該使用が市の観光物産振興に寄与すると認めたときは、使用を承認する。

2 市長は、使用承認のために必要があると認める場合は、イラスト等の使用について条件を付することができる。

3 市長は、第1項の使用承認をしたときは、使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）に対して、承認番号を付した新居浜市観光物産振興イラスト、ロゴマーク等使用承認通知書（第2号様式）を交付するものとする。

（使用承認の制限）

第4条 イラスト等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長はこれを承認しない。

（1）市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合

(2) 特定の政治、宗教、選挙の活動に利用されるおそれがある場合

(3) 特定の個人又は団体を市が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれがある場合

(4) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合

(5) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合

(6) イラスト等を正しい使用方法に従って使用しないおそれがある場合

(7) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合

(8) 前各号に掲げるもののほか、イラスト等の使用について市長が不適當であると認めた場合

2 市長は、使用の承認をしないときは、新居浜市観光物産振興イラスト、ロゴマーク等使用不承認通知書（第3号様式）を交付するものとする。

（承認期間）

第5条 イラスト等の使用承認期間は、第3条にて使用承認を受けた日から2年を超えない範囲内で行うものとする。

（使用の範囲）

第6条 使用者は、イラスト等を商品本体並びにそのパッケージ及び当該商品の広告物等においても使用することができる。

（使用料）

第7条 イラスト等の使用料は、無料とする。

（承認内容の変更）

第8条 使用者が使用承認の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ新居浜市観光物産振興イラスト、ロゴマーク等使用変更承認申請書（第4号様式。以下「変更承認申請書」という。）及び市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

2 市長は前項に定める変更申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを承認し、新居浜市観光物産振興イラスト、ロゴマーク等使用変更承認通知書（第5号様式）を交付する。

（イラスト等の適正使用）

第9条 使用者はイラスト等の使用に関して、この要綱を遵守し、イラスト等のイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに、商品の安全性、品質についても十分な配慮をしなければならない。

2 使用者は、商品に関して、農林物資の規格化等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「JAS 法」という。）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「景品表示法」という。）、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）その他関係法令を順守しなければならない。

3 市長は、使用者のイラスト等の使用方法がイラスト等のイメージ、使用性を損なうおそれがあるとき、又は JAS 法、景品表示法、食品衛生法その他関係法令に違反するおそれがあるときは、使用者に対し、是正を求めることができる。

（同一性の保持等）

第 10 条 使用者は、商品の意匠について、別に定めるイラスト等使用指針に従うものとし、本来の意匠との同一性を損なわないようにしなければならない。

2 使用者は、イラスト等の使用に関して、市の信用を害することがないように努めるものとする。

3 使用者は、商品が、市が製造又は販売する商品であると誤認されるおそれがないよう、必要な配慮を行わなければならない。

4 商品が、市が製造又は販売する物品であると誤認されるおそれがあると市長が認めた場合は、市長は、使用者に対し、イラスト等の使用中止又は商品の外観その他についての是正を求めることができる。

（商品の確認）

第 11 条 使用者は、商品の発売前に、第 3 条第 1 項に定める市長の承認を受けた商品の完成品を市長に提出しなければならない。ただし、商品の性質上の理由などにより完成品を提出することが困難な場合は、協議の上、イメージデータの提出等に代えることができる。

2 市長は、前項による確認の結果、商品が適正でないと認める場合には、使用者に対して是正を求めることができるものとし、使用者は速やかにこれに応じ、市長の承認を受けなければならない。

3 前項の規定による是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

（報告義務）

第 12 条 市長は、使用者に対し、イラスト等の使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができ、使用者は速やかにこれに応じなければならない。

2 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長に対して、直ちにその旨を

書面により通知しなければならない。

- (1) 使用者の住所又は所在地、代表者、商号等の変更をしようとするとき
- (2) 株主構成又は役員構成等の組織に関する大きな変更をしようとするとき
- (3) 使用者の解散、合併、減資、営業の全部又は一部の譲渡又は譲受、会社分割の決議その他これに類する変動が生じたとき
- (4) 前各号に定めるもののほか、市との関係に重大な影響を及ぼす恐れのある事実が生じたとき

(第三者に対する承認)

第13条 市長は、既に使用者に対して承認した商品と同一又は類似の商品に対して承認をすることができる。この場合において、使用者は、市長に対して、当該承認について何らの意義を述べることはできない。

(権利設定の禁止)

第14条 使用者は、イラスト等について、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 使用者は、承認によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し又は承継させてはならず、承認に基づくイラスト等の使用权を第三者に対し再承認してはならない。

(資料の貸与)

第16条 市長は、使用者から、商品開発の参考とするため、意匠等に関する資料の提供を求められた場合は、事業に支障となる場合又はそのおそれがある場合を除き、使用者にこれを貸与することができる。

2 使用者は、貸与を受けた資料を、善良な管理者の注意をもって使用するものとし、商品開発の参考とする以外の目的に使用し、又は無断で第三者に転貸し、もしくは使用させてはならない。

3 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与を受けた資料を直ちに市長に返却しなければならない。

- (1) 商品の製造又は販売を終了した場合
- (2) 業務上の必要により、市から資料の返却を求められた場合
- (3) 承認が取り消された場合

- 4 使用者の故意又は過失によって、貸与された資料を滅失若しくは毀損し、又はその返却が不可能となった場合は、使用者は、市長の指定する期間内に、これを原状に復して返却又は市に与えた損害を賠償しなければならない。

(権利侵害の主張への対処)

第17条 使用者は、イラスト等の使用に関して、第三者から権利侵害等の主張があったときには、速やかに市長に通知しなければならない。

- 2 前項の場合、市長及び使用者は協力して第三者からの主張に対処するものとする。

(紛争の解決)

第18条 使用者は、第6条に基づく使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担において解決するものとし、市に対し何ら迷惑をかけないものとする。

(使用者の商品に対する責任)

第19条 使用者の商品の安全性、品質等については、全て使用者が責任を負い、市に対し何ら迷惑をかけないものとする。

(製造の委託における管理監督責任)

第20条 使用者は、物品の製造を第三者に委託しようとする場合は、受託者がこの要綱の各条項に違反することがないように管理監督責任を負わなければならない。

- 2 受託者の違反行為により市が損害を受けた場合は、使用者がその損害を賠償しなければならない。

(承認の取り消し等)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、使用者に対し、商品の回収等の措置を請求することができる。使用者は、承認が取り消された場合、承認取り消しの日からイラスト等を使用することはできないものとする。

(1) 使用者がこの要綱に違反した場合

(2) 使用者が第3条第2項の使用承認に付した条件に違反した場合

(3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(4) 第4条各号のいずれかに該当した場合

(5) 前項各号に掲げるもののほか、イラスト等の使用が不適當であると認められる場合

- 2 承認の取り消しにより、使用者に損害が生じて、市は一切の責任を負わないもの

とする。

- 3 承認の取り消しにより、市又は第三者に損害賠償、訴訟費用その他の費用が生じた場合は、使用者はその費用を負担しなければならない。

（秘密の保持）

第 2 2 条 市及び使用者は、承認に関し知り得た相手方の営業上の秘密を保持し、第三者に漏らしてはならない。承認期間終了後においても同様とする。

（承認終了後の処理）

第 2 3 条 承認期間が終了した場合の使用者の在庫商品については、使用者は、承認期間終了時から 6 か月以内に限り、販売することができる。

（その他）

第 2 4 条 この要綱に定めるもののほか、イラスト等の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

新居浜市観光物産振興イラスト、ロゴマーク等使用承認申請書

年 月 日

（宛先）新居浜市長

申請者 住所
商号又は名称
代表者氏名

新居浜市観光物産振興イラスト、ロゴマーク等を使用したいので、次のとおり申請します。

商品の種類等	※食品、グッズ等を記入してください。
商 品 名	
使 用 内 容	※販売予定価格、製造予定数、販売先等を記入してください。
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
特 記 事 項	

（添付書類）

- 1 申請者の概要がわかる書類
- 2 企画・デザインラフ案（様式自由）

誓約書 本申請にあたり、以下を誓約します。 1 新居浜市観光物産振興イラスト、ロゴマーク等使用承認申請書、その他提出書類の内容は、全て事実と相違ありません。 2 新居浜市観光物産振興イラスト、ロゴマーク等使用承認の審査結果について、一切異議申し立てはいたしません。 3 その他定めのない事項については、新居浜市の指示に従います。
--

第 2 号様式（第 3 条関係）

新居浜市観光物産振興イラスト、ロゴマーク等使用承認通知書

第 号
年 月 日

様

新居浜市長 印

年 月 日付けで申請のありましたイラスト等使用承認申請について、
新居浜市観光物産振興イラスト、ロゴマーク等使用要綱第 3 条の規定により、次のとおり使用を承認します。

承認番号	
商品の種類等	
商品名	
使用内容	
使用承認期間	年 月 日 ～ 年 月 日
特記事項	

（使用上の遵守事項）

- イラスト等の使用にあたっては、次の事項を順守してください。
- ・使用にあたっては、使用承認を受けた内容に限ること
 - ・使用承認を受けた権利を貸与、譲渡又は承継しないこと。
 - ・当該使用承認に係る商品の完成品等を提出すること

第 3 号様式（第 4 条関係）

新居浜市観光物産振興イラスト、ロゴマーク等使用不承認通知書

第 号
年 月 日

様

新居浜市長 印

年 月 日付けで申請のありましたイラスト等使用承認申請については、
次の理由により、不承認とします。

不承認の理由

第 4 号様式（第 8 条関係）

新居浜市観光物産振興イラスト、ロゴマーク等使用変更承認申請書

年 月 日

（宛先）新居浜市長

申請者 住所
商号又は名称
代表者氏名

年 月 日付け承認番号 にて承認された新居浜市観光物産振興
イラスト、ロゴマーク等について、使用承認の内容を変更したいので、次のとおり申請
します。

	変更前	変更後
商品の種類等		
商 品 名		
使 用 内 容		
使 用 期 間		
特 記 事 項		

※該当する箇所のみ記入してください。

（添付書類）

- 1 当初の使用承認通知書（写し）
- 2 変更内容のわかるもの（様式自由）

第 5 号様式（第 8 条関係）

新居浜市観光物産振興イラスト、ロゴマーク等使用変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

新居浜市長 印

年 月 日付けで申請のありましたイラスト等使用変更承認申請について、新居浜市観光物産振興イラスト、ロゴマーク等使用要綱第 8 条の規定により、次のとおり変更を承認します。

	変更前	変更後
承認番号		
商品の種類等		
商品名		
使用内容		
使用期間		
特記事項		